塩尻市文化会館改修事業に係る公募型プロポーザルを実施するので公告します。

令和7年9月26日

塩尻市長 百瀬 敬

1 業務概要

(1) 業務名称 塩尻市文化会館改修事業

(2) 目 的

塩尻市文化会館は、「安全・安心で誰もが利用しやすく、地域文化の振興を図り芸術文化の発展に寄与する施設」を基本理念とし、市民の安全・安心を確保し、来館者の利便性及び職員の業務効率の向上等による質の高い市民サービスの提供に対応できる機能的な文化施設を目指している。

このことを踏まえ、塩尻市文化会館の改修計画について広く技術提案を求め、設計・施工者の提案内容及び実績・能力・適性・建設費等を総合的に判断し、本業務に最も適した設計・施工者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

(3) スケジュール

	内 容	日時
1	募集要領等の公告	令和7年 9月26日(金)
2	電子データの提供申請受付期間	令和7年 9月26日(金)午前9時から 令和7年10月 3日(金)午後5時まで
3	現地見学会の申込期間	令和7年 9月26日(金)午前9時から 令和7年 9月29日(月)午後5時まで
4	参加表明に関する質問の受付期間	令和7年 9月26日(金)午前9時から 令和7年10月10日(金)午後5時まで
5	参加表明以外に関する質問の受付期間	令和7年 9月26日(金)午前9時から 令和7年10月17日(金)午後5時まで
6	現地見学会の開催期間	令和7年 9月30日 (火) から 令和7年10月 2日 (木) まで 午前9時から午後5時までの間

7	参加表明に関する質問に対する回答期限	令和7年10月17日(金)
8	参加表明以外に関する質問に対する 回答期限	令和7年10月24日(金)
9	参加表明等の提出期間	令和7年10月21日 (火) から 令和7年10月24日 (金) まで 午前9時から午後5時までの間
10	参加資格結果通知	令和7年10月28日(火)午後5時まで
11	提案書等の提出期間	令和7年11月25日(火)から 令和7年11月28日(金)まで 午前9時から午後5時までの間
12	ヒアリング等審査	令和7年12月18日(木)
13	審査結果通知(優先交渉権者の決定)	令和7年12月23日(火)
14	契約に係る事前打合せ	令和8年 1月 9日(金)
15	VE・CD項目対話受付期間※	令和8年 1月 5日 (月) から 令和8年 1月 8日 (木) まで 午前9時から午後5時までの間
16	VE・CD項目対話※	令和8年 1月 9日(金)~1月中旬
17	VE・CD項目対話結果通知※	令和8年 1月中旬予定
18	仮契約締結	令和8年 1月中旬予定
19	本契約の成立 (塩尻市議会での議決が条件)	令和8年 2月上旬~中旬予定
20	審査結果公表	令和8年 2月上旬~中旬予定

2 参加資格

(1)参加表明書を提出する者(以下「参加者」という。)の構成等

参加者は、公告日 2025 年 (令和 7 年) 9 月 26 日において、次項 (2) に掲げるすべての要件を満たしている単独企業、2 者以上によって結成された特定建設工事共同企業体若しくは設計者と施工者によって結成された設計・施工共同企業体(以下「JV」という。)とする。なお、JVの代表者(以下「代表構成員」という。)は、施工業務を行う者とする。

(2) 共通する参加要件

参加者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- ア 令和7・8・9年度塩尻市入札参加資格者に登録された者であること。
 - ・施工「令和7年度塩尻市入札参加資格者の建築一式工事に登録のある者であること」
 - ・設計「令和 7 年度塩尻市入札参加資格者の建設コンサルタントのうち建築一般 に登録のある者であること」

- ・監理「令和7年度塩尻市入札参加資格者の建設コンサルタントのうち工事監理 (建築)、工事監理(電気)及び工事監理(機械)に登録のある者であること」
- イ 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ウ 経営不振の状態(会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項の規定に 基づき更生手続き開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条第 1 項の規定に基づき再生手続き開始の申立てをしたとき、手形又は 小切手が不渡りになったとき等をいう。)にないこと。
- エ 国税及び地方税に滞納がないこと。
- オ 塩尻市暴力団排除条例(平成 24 年塩尻市条例第 7 号)第 2 条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- カ 塩尻市入札参加資格者に係る入札参加停止措置規程(平成 24 年訓令第 5 号)に基づく指名停止期間中でないこと。
- キ 常勤で 3 か月以上の雇用関係にあり、要求水準書に示す資格を有する者を、本業 務全体の統括責任者(以下「統括代理人」という。)として配置できること。なお、 統括代理人は、JVの場合は代表構成員から配置できること。
- ク J Vで参加する場合の出資比率の最低限度基準は、2 者の場合は 30 パーセント以上、3 者以上の場合は 20 パーセント以上とする。ただし、設計者を構成員とする場合は出資比率の最低限度基準は設けない。
- ケ 構成員は、他のJVの構成員として、又は単独で本プロポーザルに参加していない こと。

(3) 業務別の参加要件

参加者は、それぞれ次に掲げる要件を満たす者とする。

ア 設計業務に係る要件

設計業務を行う者は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- ア) 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号) 第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士 事務所の登録を受けている者であること。また、建築士法第 10 条第 1 項の規定 による処分を受けている者が所属していないこと。
- イ) 建築士法第26条第2項の規定による当該建築士事務所の閉鎖期間中でないこと。
- ウ) 平成 23 年度以降に業務が完了した、次の要件を満たす設計業務を元請として履行した実績があること。設計 J V で受注した場合は、代表者として、D B 発注の場合は、主たる設計事業者として参加した案件のみを実績とする。なお、実績要件は、代表構成員又はその下請け業者の実績も可とする。

<要件>

国土交通省告示第 8 号別添二による建築物の類型 三から十二号に該当する建築物で、 延床面積 2,000 ㎡以上の建築物の設計業務 エ) 常勤で 3 か月以上の雇用関係にあり、設計業務開始時点で要求水準書に示す資格を有する者を設計管理技術者及び建築(総合)の設計主任技術者として配置できること。なお、設計管理技術者及び建築(総合)の設計主任技術者は、JVの場合は構成員から配置できること。

イ 監理業務に係る要件

監理業務を行う者は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- ア) 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号) 第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士 事務所の登録を受けている者であること。また、建築士法第 10 条第 1 項の規定 による処分を受けている者が所属していないこと。
- イ) 建築士法第26条第2項の規定による当該建築士事務所の閉鎖期間中でないこと。
- ウ) 平成 23 年度以降に業務が完了した、次の要件を満たす監理業務を元請として履行した実績があること。設計 J V で受注した場合は、代表者として、D B 発注の場合は、主たる監理業務者として参加した案件のみを実績とする。なお、実績要件は、J V の場合は、代表構成員又は構成員いずれの実績も可とする。

<要件>

国土交通省告示第 8 号別添二による建築物の類型 三から十二号に該当する建築物で、 延床面積 2,000 ㎡以上の建築物の監理業務。

エ) 常勤で 3 か月以上の雇用関係にあり、監理業務開始時点で要求水準書に示す資格を有する者を監理業務管理技術者として配置できること。なお、監理業務管理技術者は、JVの場合は構成員から配置できること。

ウ 施工業務に係る要件

施工業務を行う者は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- ア) 建築一式工事について、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号) に基づく特定建設業の許可を受けていること。
- イ) 平成 23 年度以降に工事及び引渡しが完了した、次の要件を満たす工事を元請として施工した実績があること。共同企業体として受注した場合は、代表者として参加した案件のみを実績とする。なお、実績要件は、代表構成員又はその下請業者の実績も可とする。

<要件>

国土交通省告示第 8 号別添二による建築物の類型 三から十二号に該当する建築物で、 国土交通省告示第 771 号「特定天井及び特定天井の構造耐力上安全な構造の方法」に 定める特定天井かつ当該天井面積 400 ㎡以上の耐震改修における施工業務。

ウ) 常勤で 3 か月以上の雇用関係にあり、施工業務開始時点で要求水準書に示す資格を有する者を現場代理人及び監理技術者として配置できること。なお、現場代理人は、JVの場合は代表構成員から配置できること。監理技術者は、JVの場

合は構成員から配置できること。

(4) 再委託

参加者は、設計及び監理業務に関して、専門分野(設計管理技術者、建築(総合)の設計主任技術者及び監理業務管理技術者を除く。)について、発注者の承諾を得て再委託することができる。ただし、この再委託先は、前記(2)のイからカの参加要件を満たすこと。また、この再委託先は、本プロポーザルに参加しない者であること。

(5) 参加等に関する制限

次に掲げる者は参加資格を有していても本プロポーザルには参加できないものとする。 また、参加者は次に掲げるものから直接又は間接に支援を受けることはできない。

- ア 塩尻市文化会館改修事業 設計・施工者選定審査委員会(以下「審査委員会」という。)の委員及びその家族
- イ 審査委員会の委員及びその家族が主宰し、あるいは役員又は顧問となっている営利 団体に属する者
- ウ 審査委員会の委員が大学に所属する場合において、その委員の研究室に現に所属している者
- エ 本事業の CMR 及びその関連企業(会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 2 条に規 定する親会社と子会社の関係にある者及び親会社を同じくする子会社同士にある者、 又は一方の会社の役員が他方の会社役員を兼ねている者)の役員及び社員

3 その他

提案、選考、契約、業務委託等の詳細については、「塩尻市文化会館改修事業設計・施工者選 定公募型プロポーザル実施要領」、「塩尻市文化会館改修事業要求水準書」等を参照してくださ い。

4 担当課

塩尻市教育委員会事務局 交流文化部社会教育スポーツ課 胡桃、清水、山本

住 所: 〒399-0738 塩尻市大門七番町4番3号

TEL: 0263-52-0902 FAX: 0263-53-7604

e-mail:shakai@city.shiojiri.lg.jp 及び shisetsu@city.shiojiri.lg.jp